

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	小栗・真津山(小栗、真津山・西諫早)	令和4年1月11日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	268.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	138.50 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	102.72 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	45.96 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	38.80 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.20 ha
(備考) 小栗地区の川床川流域水田については、水利条件も良く圃場整備も進んでおり、作業効率が高い。また、小ヶ倉町では酪農が営まれており、酪農団地に所在する畑については採草放牧地として利用がされている。平山町・土師野尾町では、小規模ながら稲作が営まれている。地区内の市街化区域では農地自体が少なく、宅地化が進んでいる。真津山地区は、市内で最も宅地化(ベットタウン化)が進んでおり、区域内は狭小圃場が点在している。いずれの地区も、農業者の高齢化が進み、担い手が不足している。なお、中心経営体が担っている耕作地は5.9%に止まっている。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・小栗集落の鷲崎・川床については、少数ながら大口の農家が農地を借り受けて耕作を行っているが、高齢化と後継者不足により、担い手不在となる可能性がある。(他地区からの参入が必要) ・その他の小栗集落については、中山間地域が多く、基盤整備の遅れから圃場が狭小または点在しているため、賃借が敬遠され、荒廃が進むことによって、荒れ地が増加している。また、高齢化も進んでおり、後継者が不足している。 ・真津山地区では、都市化や大型開発の中で農地が減少してきており、農業者の高齢化、後継者不足が進んでいる。 ・いずれの集落も、荒れ地(荒廃農地など)が増加してきており、有害鳥獣(イノシシなど)の被害も増加している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・小栗集落については、中間管理制度を活用して中心経営体に農地を集約するほか、市内の他地区からの入り作(他地区の中心経営得體)を促進することによって、担い手の増も目指していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・真津山集落については、現在、中心経営体がないため、小栗集落と同様に市内の他地区からの入り作(他地区の中心経営得體)を促進することによって、担い手となってもらい、その後に中間管理制度を活用して農地の集積を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・西諫早集落の農地はほぼ全てが市街化区域内であり、農業以外の土地利用(宅地化など)を検討していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営 面積 (ha)	経営作目	経営 面積 (ha)	農業を営む 範囲	
計	12 人		15.94		21.14		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、24筆、16,018㎡となっている。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針 市内の他地区からの入り作(他地区の中心経営得得)を促進し、ある程度の中心経営体数となった段階で、地区ごとに中間管理制度の周知を図るとともに、農地の集約化を進めて行く。</p>
<p>・新規就農者の育成 新規就農者については、補助事業等を活用し、経営開始に必要な施設整備を図っていく。また、地区内にある農業大学校との連携により、当該地区での就農を促していく。</p>
<p>・有害鳥獣被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
24	計	16,018		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。